

京都市消防局指定管理者選定委員会設置要綱

(制 定 平成30年 4月27日)

(最終改正 令和 8年 7月 1日)

(設置)

第1条 京都市市民防災センターに係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市消防局指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、京都市市民防災センターの指定管理者の選定等に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 選定方法及び選定基準に係る事項
- (2) 募集要項に係る事項
- (3) 指定管理者の選定に係る事項
- (4) その他消防局長（以下「局長」という。）が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5名程度をもって組織する。ただし、委員のうち少なくとも1名以上は、市民から公募する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他局長が適当と認める者のうちから、局長が委嘱する。
- 3 前項において、委員として委嘱を受けようとする者は、承諾書兼誓約書（別記様式）を局長に提出しなければならない。

(委員の任期)

第4条 条例第18条第1項に規定する市長が定める期間は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

(遵守事項)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 委員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱)

第6条 委員が本要綱に違反したときは、任期の途中であっても、局長の判断により解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、局長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は公開とする。ただし、第2条第3号に関わる事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、消防局総務部総務課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）京都市消防局長

承諾書兼誓約書

「京都市消防局指定管理者選定委員会設置要綱」に基づく「委員」の委嘱について、承諾します。

また、業務実施にあたり、同要綱に記載の事項を厳守することを誓約します。

氏名_____